種市小学校いじめ防止基本方針〔平成２９年度版〕

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために「種市小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

いじめ防止のための基本的な姿勢

（１）学校、学級内に**いじめを許さない雰囲気**を作ります。
（２）児童、教職員の**人権感覚**を高めます。
（３）児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における**豊かな人間関係**を築きます。
（４）いじめを**早期に発見**し、**適切な指導**を行い、いじめ問題を**早期に解決**します。
（５）いじめ問題について**保護者・地域・関係機関との連携**を深めます。
（６）いじめに対する教職員の**正しい理解と感度を高めます**。

〔キーワード〕
①早期発見
　早期対応
②情報共有
③チーム対応

１　「いじめ」とは　（法第２条を参照して）

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。**（ネットいじめや無視、差別的な扱いも含む。）**

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守る前提のもとに事実関係を確かめ、対応に当たる。

２　いじめを未然防止するために

児童に対して

- 「いじめ」は決して許されないこと」という認識を児童が持つようなさまざまな活動の中で指導する。全学年が「いじめ」についての授業を行う。
  ・何が「いじめ」につながる言動であるか、理解させること。
  ・見て見ないふりをすることも「いじめ」につながること。
  ・「いじめ」を見たら先生や友達に知らせたり、やめさせたりすること。
  ・知らせることは悪いことではないこと。
- 児童一人ひとりが認められる、所属感が感じられる学級経営、ルールを守る学級作りを行う。
- 思いやりの心や命の大切さを道徳教育や学級指導を通して指導する。
- 児童が自己実現を図れるように、一人ひとりの子どもが生きる授業を行う。

教職員は

- 「いじめは決して許さない」という姿勢を教員が持っていることをさまざまな活動を通して児童に示す。
- 児童一人ひとりの変化に気付く、鋭敏な感覚を持つように努める。そのために「いじめ問題」についての理解を深める。
- 児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- 問題を抱え込まず、校長に報告し、同僚に相談して協力を求める意識を持つ。

学校として

- いじめに関するアンケート調査を年に２回(６月、１１月)行い、結果から児童の様子の変化などを**教職員全体で共有**する。
- 児童個別の教育相談を上記のアンケート調査に近い時期に２回行い、児童から個別に話を聞く。(担任外も協力し、教育相談のための時間確保に努める。)また、いつでもだれにでも相談できることを児童に伝える。
- 「いじめ問題」に対する校内研修を位置付け、具体事例等取り上げ、即実践に結びつくようにする。
- **ネットにかかわるトラブルを想定し、「情報モラル教育」を確実に行う。**
- 校長が、「いじめ問題」に関する講話を全校朝会で取り上げ、学校として「いじめは絶対に許されないこと」やいじめに気がついた時はすぐに担任始め周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。

保護者・地域に対して

- **保護者に対し、いじめ防止基本方針を説明する機会を設ける。(PTA 総会)**
- 児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。また、関係機関(相談ダイヤル等)についても知らせる。
- 「いじめ問題」の防止や解決には、学校・家庭・地域が連携を深め、同様の姿勢で取り組むことの大切さを校報やホームページ、各種懇談会等で伝えて、理解と協力をお願いする。
- **ネットにかかわるトラブルの可能性をふまえ、通信機器を与える際は、大人が危険性も含めて知識をもって子どもに指導できるよう、保護者向けの研修会を開く。**

３　「いじめ」の早期発見・早期対応について

児童に対して

- 「いじめ・いやなこと」に対して、苦痛を感じたときには、いつでも先生や大人に相談できること、一人で抱え込まないということを指導する。
- 「いじめ・いやなことアンケート」として児童、保護者双方に配付するが、生活全般についても苦痛に思っていることが早期に発見できるようにアンケート項目を策定し、安心して自由に記述できるようにする。
- 県内におけるいじめ相談窓口について「24 時間子ども SOS ダイヤル(いじめ相談電話)紹介カード」等、担任から丁寧に説明をして配付する。

> - いじめ相談電話　019-623-7830(なやみゼロ)
> 全国共通 24 時間いじめ相談ダイヤル　050-078310(なやみいおう)
> - ふれあい電話
> 総合教育センター　0198-27-2331　　教育事務所(県北)　0194-53-4991
> いのちの電話　019-654-7575　　子どもの人権 110 番　0120-007-110
> ヤング・テレホン・コーナー(岩手県警)　019-651-7867
> チャイルドライン　0120-99-7777

- 事実がはっきりとした後には以下のような指導を丁寧に行う。
  - ・加害児童への指導・・・いじめることがどれだけ相手を傷つけ、苦しめるか。心に響く指導。
    いじめてしまう気持ちを聞き、心の安定を図る指導。
    (満たされない、不安定な心が招くことが多い。)
  - ・被害児童への指導・・・安心して学校に登校できる体制作り、守られているという実感を持たせる具体的対応。
  - ・周囲の児童への指導・・・「見て見ぬふり」も「いじめ」となること。見つけたらやめさせる、担任の先生等大人に知らせることの大切さを指導。

教職員は

- 教員が気付いた、あるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく、周囲も含めて構造的に問題を捉える。
- 事実関係を把握するときには学校として組織的な体制のもとに行う。**担任が聞き取ったり、事実確認をして対応、記録したりする方法の基本を定め、全職員が同一姿勢で取り組み、職員間の「報告・連絡・相談・確認」を密にする。**

  ・当事者の保護者に事実関係を正確に伝え、学校での指導、家庭での対応について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。

  (内容によっては、双方の保護者と学校の話し合いのもとに解決に導くこともある。)
- **いじめの認知について、以下のように本校でレベルを確認する。**

区　分		具体的内容	留意点
レベル１	児童同士で解決できるもの	「継続的」、「意図的」、「力の差」などの要素が含まれていない、日常生活の中で普通に発生する内容	教師は、事態とその経過結果については確実に把握し続ける事
レベル２	大人(教員)が介入して解決すべきもの	レベル１の内容を超え、直ちに指導を行う必要がある内容	関係保護者にも必ず知らせる事（事実や指導…）
レベル３	保護者に知らせ、保護者もともに解決に向けて加わってもらうもの	レベル１の内容を超え、直ちに保護者に知らせ、指導を行う必要がある内容	今後の健全な成長ために役立つ保護者会とする事
レベル４	第三者(教育委員会、警察等)が介入すべき重大なもの	いじめ防止対策推進法第２８条に該当する内容	校長を「長」として組織的に行動する事

保護者に対して

- 当事者の保護者に対して事実関係を正確に伝え、学校での指導、家庭での対応について、学校と連携し合っていくことを伝える。

  内容によっては、双方の保護者と学校の話し合いのもとに解決に導く場合もある。

４　校内体制について

- **校務分掌に「いじめ防止対策委員会」を位置づける。**

  構成→校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、**教育委員会**、(スクールカウンセラー)とする。

  役割→本校におけるいじめ防止等の取り組みに関すること、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関すること。

  いじめの相談があった場合→当該学年主任、担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議して行う。いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いを考慮しながら教職員の情報共有を図る。

  開催→下記の時期で定期的に開催するほか、必要に応じて開催する。

  ４月・・・いじめ方針と年間の見通しの確認、教員研修の内容の検討

  ６月・・・第一回いじめアンケートの分析、認知、対策

  ８月・・・教員研修会の実施

  11 月・・・第二回いじめアンケートの分析、認知、対策

  ２月・・・今年度の取り組みの反省と方針の実効性のある方針への見直し

  情報の共有→「いじめ防止対策委員会」で話し合われた内容は職員会議等で情報共有を図る。

- 地域や保護者に年度毎の取組や経過の様子について定期的にお知らせし、取り組みについての意見は真摯に受け止め、今後に生かす。

5　重大事態への対処

(1)　重大事態とは(いじめ防止対策推進法　第５章　総則　第 28 条１項)

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※なお、児童や保護者から上記の事態の訴えがあったときには重大事態ととらえるものである。

※重大事態例

〇児童が自殺を企図した場合　〇身体に重大な障害を負った場合

〇金品等に重大な被害を被った場合　〇精神性の疾患を発症した場合

〇いじめにより当該学校に在籍する児童等がある期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

(2)　重大事態への対処

- 洋野町教育委員会が調査の主体となるとき

　洋野町教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

- 学校が調査の主体となるとき

重大事態発生

↓

いじめ問題調査委員会の設置 → 洋野町教育委員会へ報告

☆構成員　(事例により、判断する。)

【学校】　　校長　副校長　教務主任　生徒指導主事　等
【関係者等】教育委員会　カウンセラー　福祉関係者　特別支援関係者
【保護者等】PTA 役員　学校評議員　保護者代表者(学年 P 代表)　地域代表者　等
※構成員については、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者(第３者)の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

↓

☆調査の実施

〇聞き取り　〇アンケート等　　児童及び保護者に対して配慮と説明を行う。

↓

☆いじめを受けた児童及び保護者への情報提供
〇調査によって明らかになった事実関係を説明する。
〇個人情報に十分配慮して説明をする。
〇保護者の要望を聞き取り、再調査及び分析等を必要に応じて行った上で情報提供する。

↓

☆洋野町教育委員会への調査結果の報告
〇いじめを受けた児童や保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童や保護者の所見を添えて報告する。

↓

調査結果を踏まえた必要な措置を講じる。

６　いじめ防止のための年間計画

月	教職員等	防止対策	早期発見
4	いじめ防止対策委員会① 基本方針の確認 ＰＴＡ総会における保護者啓発	基本的生活・学習習慣の指導 児童総会で生活目標の提示 全校朝会等で担当(生徒指導主事 or 特別支援コーディネーターの話 (例:みんなちがってみんないい)	家庭訪問
5	情報交換	運動会等の取り組みによる人間関係作り 運動会後の校長講話	いじめ・いやなことアンケート (運動会後) ＱＵテスト(5 年)
6	いじめ防止対策委員会②	アンケートの内容を受け、必要に応じて個別、及び全体指導 宿泊学習、修学旅行指導	個別面談(児童)
7	情報交換 保護者との期末面談 学校評議員会	夏季休業に向けて、情報モラル指導含めた暮らし方指導 地区懇談会	期末面談(保護者)
8	いじめ防止対策委員会③ いじめ防止校内研修会	夏季休業明けのいじめ防止指導 PTA 教育講演会(いじめ防止) 5,6 年生も一緒に聞く。	巡回指導等
9	情報交換	陸上記録会、マラソン大会に向けての人間関係作り	心と体の健康観察
１０	情報交換	学習発表会に向けての人間関係作り	いじめ・いやなことアンケート (学習発表会後)
１１	学校評議員会 いじめ防止対策委員会④	アンケートの内容を受け、必要に応じて個別、及び全体指導 いじめ授業	個別面談(児童) ＱＵテスト(5 年)
１２	情報交換 保護者との期末面談	冬季休業に向けて情報モラル指導含めた暮らし方指導	期末面談(保護者) 学校評価アンケート
1	情報交換 年度末反省	冬季休業明けのいじめ防止指導	巡回指導等
2	いじめ防止対策委員会⑤ (年度末反省) 情報交換	児童総会で生活目標のふりかえり 6 年生を送る会に向けて感謝を表す取り組み	
3	情報交換 次年度への引き継ぎ(配慮を要する児童他)	卒業式、修了式に向けての取り組み 一年間のふりかえり	

7　学校評価

(1) 学校評価

- いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の２点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。
  - ○　いじめの未然防止にかかわる取組に関すること
  - ○　いじめの早期発見にかかわる取組に関すること

(2)　学校の取組の検証体制（Ｒ・Ｐ－Ｄ－Ｃ－Ａサイクル）

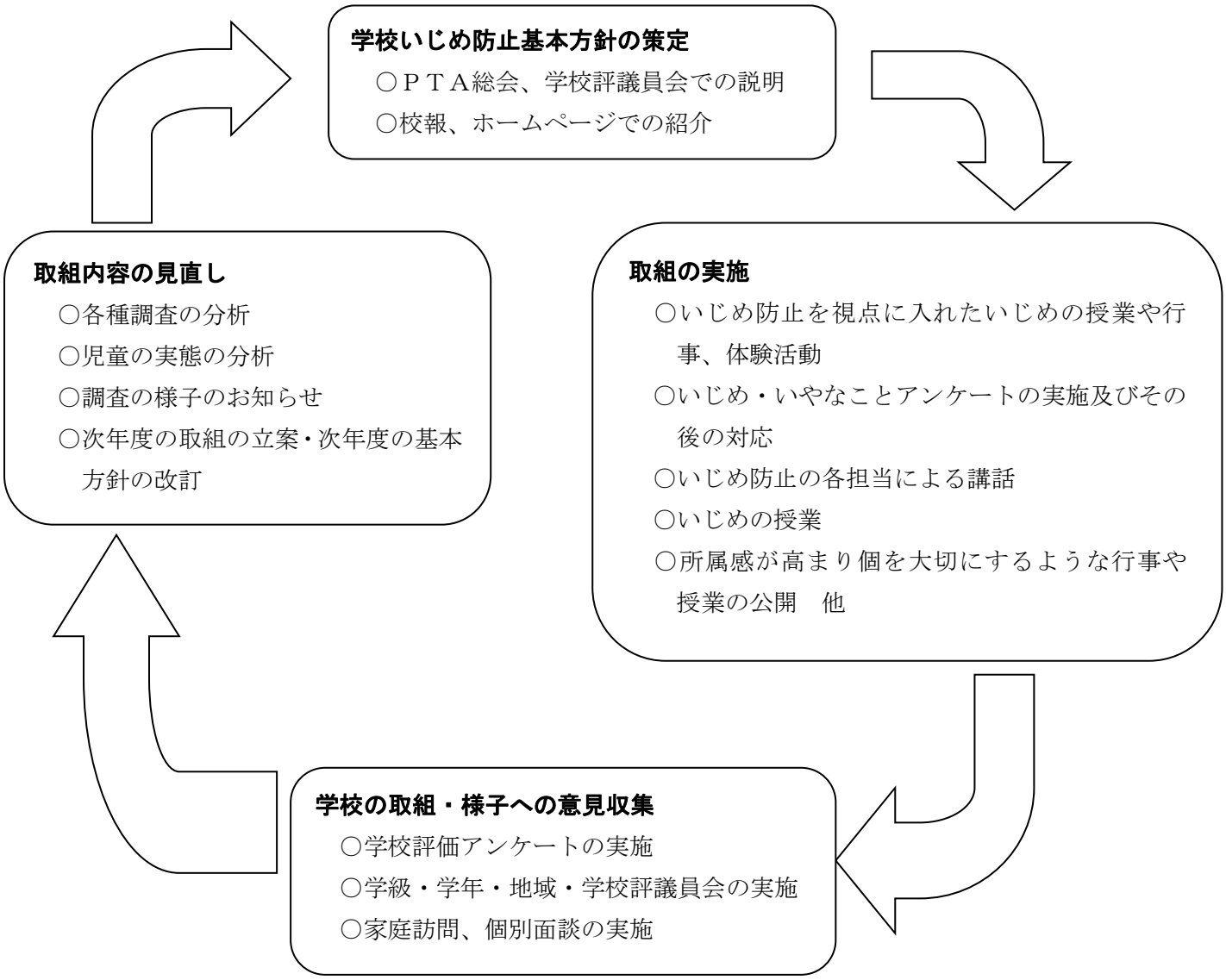

〔参考〕いじめの定義の変遷

平成１７年度以前

自分より弱いものに対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの。

平成１８年度～

当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。

平成２５年度～

いじめ防止対策推進法の定義（いじめ防止対策推進法第２条第１項）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

「**力の差**」（強い者が弱い者に対して）や「**継続的**」、「**意図的**」、「**深刻**」等の要素は全く含まれていません。

例えば、かわいいなぁと思って「ぬいぐるみみたい！」と言った事が、受け手によっては　不快感を覚え、「いじめ」とカウントされたり、授業中などに無意識に、故意ではなく、悪気なく１度だけぶつかったことも、相手によっては「いじめ」ととらえ、カウントされることとなります。

〔保護者・地域、スポ少などの指導者の皆さんへのお願い〕

①お子さんのことで、何か心配なことや不安に感じていることは、すぐに担任へお知らせください。

②「いじめ」の法律が変わり、いじめの定義や罰則も変わっていることをみんなでしっかりと理解しましょう。そして、『法律上のいじめ』と『社会通念上のいじめ』のギャップをしっかりと認識することが、いじめの防止にはとても大切になっています。

③スポ少の指導者など、多数の子どもと接する方々においては、今後とも子どもがまねをしてもよい指導や行動を続けていきましょう。

④「いじめられるあなたにも非や悪い事がある」といったような、被害者を責めることはやめましょう。二度と相談をしない子になってしまいます。

⑤子どものちょっとした変化を見逃さずに、何か話しかけてみましょう。